

○排水樋門操作細則

(総則)

第1条 落合堀、五輪下、120号、3号、4号、6号、開成山、168号、169号排水樋門（以下「樋門」という。）の操作については、樋門の操作要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

(操作の際に行う通知)

第2条 規則第11条に規定する関係機関は、別表の関係機関一覧表に示すものとし、通知する内容に応じて必要となる機関に対して通知するものとする。

2 要領第11条により、内陸側に影響が生じるおそれがあると認められるときは、あらかじめ一般住民への周知を郡山市災害対策本部へ依頼するものとする。

(点検その他の維持)

第3条 要領第13条に規定する点検その他の維持は、樋門及び樋門を操作するために必要な機械、器具等及び樋門の操作に係る設備の動作確認について毎月1回行うものとする。

2 樋門の操作に係る設備の動作確認は出水期（4月から12月）においては毎月1回以上、その他の時期においては必要に応じて行うものとする。また、台風等の情報がある場合には、随時動作確認を行うものとする。

(訓練)

第4条 要領第15条に規定する訓練は、樋門の操作の机上又は実地における訓練を、年1回以上行うものとする。

附 則

1 この細則は、令和5年3月24日から施行する。

別表

関係機関一覧表

関係機関	担当	電話番号
福島河川国道工事事務所	郡山出張所	024-943-6591
福島県県中建設事務所	管理課	024-935-1456
防災危機管理課	(災害対策本部)	024-924-2161
郡山警察署		024-922-2800
郡山北警察署		024-991-0110
郡山地方広域消防組合	郡山消防署	024-923-8175